主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人の上告趣意について。

右は、原判決の事実の認定を非難し、量刑の不当を主張するに帰するもので、上告の適法な理由とならない。

よつて、刑訴施行法二条、旧刑訴四四六条に従い主文のとおり判決する。

右は全裁判官一致の意見である。

検察官 小幡勇三郎関与

昭和二五年一二月二二日

最高裁判所第二小法廷

_	精	山	霜	裁判長裁判官
茂		Щ	栗	裁判官
重	勝	谷	<b>/</b> ]\	裁判官
郎	八	Ħ	藤	裁判官